

議 事 録

第 32 回 定 例 総 会

令和5年3月10日

太田市農業委員会第32回定例総会議事録

開会日時 令和5年3月10日(金) 午後2時
閉会日時 令和5年3月10日(金) 午後2時48分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
(19人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齊藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作(午後2時25分入室) 15 飯塚 茂夫
16 片亀 昌子 17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
(8人) 大澤主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

協議事項 (1) 令和5年度太田市農業委員会日程(案)について
(追加) (2) 太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の
改定について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第32回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はございません。なお、14番委員に関しては遅れて出席という形で連絡をいただいております。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、6番 長島佳男委員 と 7番 齋藤森雄委員 の二人に
お願いいたします。

また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は9件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。

1番 緑町の土地 田 1,085 m²、農地を取得し、経営規模を拡大したい。

2番 西長岡町の土地 畑 2,097 m²、営農型太陽光発電施設として活用し、新しい農業を展開したい。

3番 大鷲町の土地 畑 69 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

4番 世良田町の土地 田 296 m² 外4筆 計 5,085 m²、農業規模を拡大し農業を積極的に行いたいため、申請地を取得したい。

5番 新田赤堀町の土地 田 2,007 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

6番 新田市野井町の土地 畑 461 m² 外1筆 計 603 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

7番 新田村田町の土地 畑 743 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

8番 新田小金町の土地 畑 278 m² 外2筆 計 1,981 m²、営農型太陽光発電施設として活用し、新しい農業を展開したい。

9番 藪塚町の土地 畑 2,045 m²、父より贈与したい旨、申し出があったため、農地を譲受けたい。

1番、3番から7番、9番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

2番、8番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
なお、番号2番及び8番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがな

く、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

それでは、番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号1番について、6番委員は議事に参与することができませんので、退室をお願いいたします。

(6番委員 退出)

議 長 それでは、報告願います。

4番委員 1番につきましては、所有農地、農機具、農作業場等の所有状況については、農地管理良好、さらに農機具一式、トラクター、田植え機等の機械を所有しておりまして、農作業場もありまして、問題はございません。

許可基準から見た4項目については、全て適当と認めまして、さらに、譲受人さんのところは認定農業者であるということで、地区協議会においては許可相当として決定しましたので、再度協議をお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

6番委員は入室してください。

(6番委員 入室)

議 長 続きまして、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 2番委員 3番につきまして、第3地区から申し上げます。
この土地については、大鷲の集落内にある水路を廃止した土地です。
69 m²、太田市が所有しているものを、周辺を所有しております譲受人
に譲り渡しをするということです。
地区協議会においては認可相当と決定をいたしましたので、再度のご
審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありました。が、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議長 続きます。番号4番について、第4地区協議会の調査した意見結果
を報告願います。
なお、番号4番については、第5地区協議会にも関連がありますので、
併せて報告願います。それでは、よろしく願います。
- 15番委員 第4地区協議会で協議した結果、周辺農地には支障もないと判断しま
したので、この場でまた審議をよろしく願いたいと思います。
- 19番委員 第5地区協議会です。
一部、申請地が第5地区のほうに入っていますので、現地確認しまし
たところ、きれいになっているので、農地性に問題なしと当協議会でも
判断いたしました。よろしく願います。
- 議長 ただいま、第4地区協議会及び第5地区協議会より番号4番について
報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま

す。

議長 続きまして、番号5番から7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 5番について述べます。
現地確認したところ、土の中に石が埋まっているが、農地改良の計画を立てていて、譲受人も農業法人ということで、実績も上がっているところから、協議会としては問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

7番委員 続きまして、6番、7番について一緒に説明したいと思います。
6番、7番については、第5地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地は農地のため特に問題なく、許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号5番から7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号9番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 第6地区です。よろしくお願いいたします。
議案第1号、9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、今回の申請は父より娘に贈与し、今後の励みとしてほしいというふうなことです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

- 議 長 　　ただいま、第6地区協議会より番号9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号9番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 　　提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 世良田町の土地 86㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。
農家住宅及び農作業場・農機具置場用地として敷地拡張するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします
- 議 長 　　事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 　　第4地区です。
調査したところ、農地法の許可を得ずに、農家住宅及び農作業場、農機具置場として使用していたことが判明したため、是正したいということです。
現地を確認したところ、別に支障はないと判断しました。
協議のほうをよろしく願いいたします。
- 議 長 　　ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、

ご意見、ご質問等ございますか。

4番委員 先ほどの1号の4番の譲受人と、この申請者は、お父さんとせがれさんなんですか。

事務局 そうです。こちらの4条の方がお父様で、3条のほうがお子さんです。

4番委員 住所の地番が●●●になっていますけれども、3条と同じ●●●●●の誤りではないですか。

事務局 住んでいる場所は一緒かもしれないんですけども、住所表示だけ別々ということがありますので、この内容で正しいです。

議長 事務局のほうで住所の件は分かっているようなので、よろしいですか。
(異議なしの声あり)

議長 それでは、ご意見、ご質問等もほかにないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は37件です。

事務局より提案をお願いいたします。

事務局 提出件数37件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 127㎡ 外1筆 計377㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 由良町の土地 1,621㎡、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

老人居宅介護等事業施設用地として転用するものです。

3番 由良町の土地 126 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

4番 別所町の土地 10 m² 外1筆 計280 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 安良岡町の土地 884 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線葦川駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されま

す。
太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 622 m² 外1筆 計2,719 m²、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。

7番 下小林町の土地 250 m² 外1筆 計495 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 下小林町の土地 1,001 m² 外1筆 計1,020 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 195 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武小泉線竜舞駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。
露天駐車場用地として転用するものです。

10番 丸山町の土地 677 m² 外2筆 計1,704 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

11番 丸山町の土地 465 m² 外2筆 計2,129 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

12番 丸山町の土地 492 m² 外1筆 計1,625 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

13番 吉沢町の土地 214 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

14番 吉沢町の土地 423 m² 外3筆 計1,397.24 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

15番 吉沢町の土地 1,543 m² 外1筆 計1,828 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

16番 吉沢町の土地 674 m² 外1筆 計730 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

17番 吉沢町の土地 267 m² 外1筆 計571 m²、農地区分 第二種、

露天資材置場用地として転用するものです。

18番 吉沢町の土地 347 m² 外1筆 計561 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

19番 吉沢町の土地 519 m² 外1筆 計571 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

20番 吉沢町の土地 185 m² 外1筆 計693 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

21番 吉沢町の土地 149 m² 外1筆 計445 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

22番 吉沢町の土地 992 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

23番 只上町の土地 1,187 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

24番 新野町の土地 376 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 新野町の土地 1,031 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

26番 強戸町の土地 360 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 西長岡町の土地 2,097 の内 10.51 m²、農地区分は、「今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

28番 世良田町の土地 242 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29番 新田村田町の土地 139 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30番 新田小金井町の土地 282 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも

の)については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。

31 番 新田小金井町の土地 372 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

32 番 新田小金井町の土地 1,289 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

33 番 新田反町町の土地 450 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

診療所併用住宅用地として転用するものです。

34 番 新田小金町の土地 278 の内 0.75 m² 外2筆 計 1,981 の内 13.36 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

35 番 新田下田中町の土地 40 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです

36 番 藪塚町の土地 1,077 m² 外1筆 計 1,909 m²、農地区分 第二種、貸店舗用地として転用するものです。

37 番 大原町の土地 4,351 m² 外2筆 計 7,091 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

倉庫用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員

第1地区です。

番号1番から4番までのチェックリストに基づき調査した結果の1番を私から報告いたします。

1番の申請人は、実家と借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいとのことです。

現地確認では、隣接の農地はなく、宅地に囲まれており、周辺農地には支障なく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

12番委員

続きまして、番号2番から4番まで、第1地区より報告いたします。

番号2番の譲受人は、申請地の近隣で大規模な介護施設を運営しており、申請地を取得し、老人居宅介護等事業施設を建築したいとの申請です。

番号3番の譲受人は、約35年前に新築した住宅の敷地の一部が弟の所有している農地に越境していることが判明したため、始末書を添付し、是正したいとの申請です。

番号4番の譲受人は、借家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、いずれも住宅地で、周辺農地へも影響なく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。

議長

続きまして、番号5番から23番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

回、申請地を取得し、駐車場としたいということで申請がありました。周辺への営農条件には支障ございませんし、許可基準から見た判断も妥当ということで問題ありません。

地区協議会では許可相当と決定しましたので、再度審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号5番から23番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番から23番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号24番から27番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号27番につきましては、議案第1号番号2番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

9番委員 それでは、番号24番を報告いたします。

24番につきましては、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものです。

現地を確認してきましたが、こども園と宅地及び道路に囲まれており、農地としては一部接続しているんですが、何ら問題はないと思います。再度審議のほど、よろしくお願ひします。

引き続き、番号25番を報告いたします。

太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということでもあります。

現地を確認してきましたが、周囲は宅地で囲まれておりますが、一部農地があります。その農地を持っている方に聞きましたら、今までも農地で作物を作ったこともないし、今後も作りませんということでもありますので、何ら問題はないと思います。

再度審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。

2番委員 26番について報告します。

当該用地は、一般住宅用地として申請をされております。現況は集落

内の農地の傾斜地ではありますが、ここに自己の住宅を建設したいということでもあります。ほかの農地に対する支障は何らございませんので、許可相当という結論に至りました。再度のご審議をお願いいたします。以上です。

10番委員 それでは、27番を報告いたします。これは営農型太陽光でありまして、2回目の更新であります。管理面も、草の管理もしっかりしておりまして、何ら問題ないと思います。
また、議案第1号、2番の区分地上権の設定につきましては、今回の営農型太陽光発電設置を許可されたときに伴う設定のため、そちらの申請も併せて許可相当と決定いたしました。
再度の審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号24番から27番及び議案第1号番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号24番から27番及び議案第1号番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)
議長 全員賛成でありますので、番号24番から27番及び議案第1号番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号28番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 第4地区です。
当協議会で協議し、申請地を調査した結果は、周辺農地への影響はなく、住宅街の中ということで申請しております。
以後、審査のほうをよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号28番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 28 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号 29 番から 35 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号 34 番につきましては、議案第 1 号、番号 8 番の農地法第 3 条の区分地上権について併せて報告願います。

7 番 委員 それでは、私のほうで 29 番から説明させていただきます。
29 番から 34 番については、第 5 地区におきまして、許可基準チェックリストに基づき調査をした結果を報告させていただきます。
番号 29 番から 33 番は、一般住宅、露天資材置場、診療所併用住宅用地を目的とした転用事案です。
番号 34 番は、営農型太陽光の 2 回目の更新で、下部の農地ではサカキが栽培されており、現地確認すると割合きれいに栽培されております。もう 2 回目ということで、基準に合わせて結構丁寧に栽培されていると思います。
現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしましたものでございます。
また、議案第 1 号、番号 8 番の区分地上権の設定については、番号 34 番の営農型太陽光発電所有地の一部転用が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

5 番 委員 続きまして、番号 35 番について報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長 ただいま、第 5 地区協議会より番号 29 番から 35 番及び議案第 1 号、番号 8 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

4 番 委員 たびたび質問して悪いんですけども、34 番がありますよね。これは申請者の法人双方の取締役、同じ名前だよね。こういうふうにするとか何かメリットがあるんですか。私もちょっとよく分からないんですけど

な倉庫を建てる、それに伴って土地が必要だと。実際のところ伊勢崎市側の一体利用地を含めた 39,015 m²のうち、A、B、C棟と3棟大きな建物が建つ予定です。そのうちの太田市側の 7,091 m²という部分にC棟がかかるという関係から、この案件になるわけなんですけれども、ちょうど道路と道路の間にあり、そして、宅地等もある。何ら問題はないと思うんですけれども、かなり広範な範囲であり、他市とまたがるということで、これがさらに県の許可という形になります。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号36番から37番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号36番から37番について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号36番から37番について許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

さらに、番号37番については、太田市及び伊勢崎市両市に係る農地転用であり、県知事案件となることから、太田市農業委員会の意見を付して、群馬県知事に送付いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見徴取した2月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願ひいたしま

す。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、3件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、20件提出されております。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、12件提出されております。
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、13件提出されております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようですので、続きまして、協議事項、令和5年度太田市農業委員会日程（案）について決定を求めます。
事務局より提案をお願いいたします。

事務局 それでは、令和5年度太田市農業委員会日程（案）についてご説明申し上げます。
来年度、令和5年度につきましても、これまで同様、地区協議会及び定例総会を設置いたしまして、日程案のとおり審議を進めてまいりたいと考えております。
それぞれの会議の日程につきましては、群馬県農業会議が主催します常設審議委員会の日程が既に決定しておりますので、こちらを基点とし、事務処理に要する期間等を勘案しまして、それぞれ決定いたしました。また、議案書につきましても、地区協議会の1週間前までに委員の皆様の手元に届くような形で手配をさせていただきたいと考えております。
日程表、右側、その他行事等をご覧ください。4月に定期総会を予定しております。これまで定期総会につきましては2月にも予定をしておりましたが、その際の議題でありました農地パトロールの結果報告を4月の定期総会、それから、翌年度の日程を3月定例総会の議題とすることで、2月定期総会を開催する必要がなくなりましたので、令和5年度は4月のみの予定となっております。また、来年度は委員の改

選期でもありますので、7月20日に辞令交付、また、26日に農業委員、推進委員合同研修会を予定しております。そのほか、外部研修等につきましては、記載のとおり予定をしております。

また、補足となりますけれども、地区協議会の開催につきまして、午前と午後の地区の割り振りが変更となっております。来年度、4月からは、第1から第3地区協議会を午前、第4から第6地区協議会を午後の開催とさせていただきます。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局より提案がありました令和5年度太田市農業委員会日程（案）について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、令和5年度太田市農業委員会日程について、事務局の提案のとおり決定いたします。

議長 次に、事務局より、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について協議したいとの申出がありました。
お諮りいたします。
太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

委員 （異議なしの声あり）
議長 異議なしと認めます。
よって、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてを日程に追加し、協議事項2として議題とすることに決定いたします。
それでは、事務局より提案をお願いいたします。

事務局 協議事項－2の別紙になりますけれども、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）ということで、お手元にありますでしょうか。
それでは、ご説明させていただきます。2月28日に県より、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、指針の内容を3月末までに改定するようにと農業委員会に指示がございました。それを受けて、指針の変更をしなければならないことから、急ぎ内容を変更するものです。

主な変更点については、法改正に伴いまして、指針との整合性を図るための内容の変更となっています。

詳細につきましては、令和7年3月までに地域計画の策定が法定化されたことから、こちらの用紙の1ページの中段、「地域計画」についてということで追加をしました。また、一番最後の5ページに「地域計画」の目標を達成するための役割も追加されております。なお、各項目の(4)に評価方法を明示しております。その3点が変更となりました。以上、説明を終わりにします。ご協議のほど、よろしくお願いします。

- 議 長 ただいま、事務局より提案がありましたが、これにご異議、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等ないようですので、採決いたします。
事務局の提案のとおり、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、事務局の提案のとおり決定いたします。
- 議 長 以上で第32回定例総会を終了します。

閉 会 令和5年3月10日（金） 午後2時48分